

# 「いわて若者カフェ」企画・運営等業務

## 企画提案書作成要領

令和 8 年 2 月  
岩 手 県

この「企画提案書作成要領」（以下「作成要領」という。）は、岩手県（以下「県」という。）が実施する『いわて若者カフェ』企画・運営等業務」（以下「本業務」という。）に関して、企画コンペに参加しようとする者（以下「参加者」という。）が企画提案書等を作成するために必要な事項を定めるものである。

参加者は、資料1「企画コンペ実施要領」を確認の上、本作成要領により、企画提案に必要な書類を提出するものとする。

## 1 企画提案書

参加者は、資料2「業務仕様書」の趣旨及び内容を踏まえ、下記の必要書類を作成し、提出するものとする。

### (1) 企画提案書

A4サイズ（横）で作成することとし、様式は任意とする。なお、下記の項目を必ず記載すること。

ア 全体のコンセプト

イ 仕様書で定める各業務の具体的な実施内容及び実施方法

施設内各部屋のレイアウト等を変更する場合は、計画しているレイアウト等のイメージ図を付けること。

ウ イベント等の周知方法及び周知先の想定

### (2) 事業実施スケジュール

施設内各部屋のレイアウト等を変更する場合は、作業期間も記載すること。

### (3) 業務体制

下記の項目を必ず記載すること。各項目は、別葉に記載しても構わない。

ア 業務体制図（再委託がある場合は、再委託先との連携も記載すること。）

イ 業務分担及び担当者

ウ 担当者の業務経験

エ 連絡体制

### (4) （再委託等がある場合）再委託する内容及び再委託の相手方の一覧

## 2 費用見積内訳書

(1) 本業務の実施に要する費用の内訳（項目、数量、単価、金額等）を明らかにした費用見積内訳書（任意様式）を提出すること。

(2) 費用見積内訳書については、積算した金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数がある場合は、その端数金額を切り捨てた金額）をもって見積額とするので、参加者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積した金額の110分の100に相当する金額を費用見積内訳書に記載すること。

(3) 費用見積内訳書は、企画提案書とは別冊で作成すること。なお、様式は任意とするが、「岩手県知事 達増拓也」宛てに、参加者の商号又は名称、代表者職氏名を記載、社印及び代表者印を押印の上、提出すること。

## 3 企画提案書等の提出部数

(1) 企画提案書 3部（正本1部、副本1部、PDFデータ1部）

(2) 費用見積内訳書 3部（正本1部、副本1部、PDFデータ1部）

なお、企画提案書等のPDFデータは、CD-ROM等（1枚）により提出すること。

#### 4 その他留意事項

- (1) 提案は、全て、企画提案書に記載すること。
- (2) 参加者は、複数の提案を行うことはできないものとする。
- (3) 企画提案書等は、提出後の書換え、引換え、撤回又は再提出を認めない。
- (4) 提案に当たっては、原則として、上記「1 企画提案書」に定める様式によること。ただし、必要記載事項が不足なく明記されていれば、任意の様式によることも認める。
- (5) ページ番号は、目次を除き通し番号とし、各ページの下部中央に印字すること。